

生命保険と税金について

(2013年7月現在の内容を記載しています。変更されることがありますのでご了承ください。
なお、個別の取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。)

保険契約者が個人の場合

保険料を払い込まれたとき

(1) 生命保険料控除

お払い込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となり、所得税・住民税が安くなります。

控除の対象となる保険契約

受取人が本人か、配偶者やその他の親族となっている保険契約(個人年金保険料控除または介護医療保険料控除に該当する場合を除く)。

控除の対象となる保険料

当年度中(1月～12月)に払い込まれた正味払込保険料の合計額。

控除の手続

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。毎年10月中旬頃に「生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)」をお送りしますので、この証明書を年末調整や確定申告の際に、申告書に添付して控除をお受けください。

▶ **ミドル建終身保険、ミドル建養老保険、ミドル建特殊養老保険の場合**
控除の対象となる保険料は、実際にお払い込みいただいた円の保険料となります。

(2) 個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、お払い込みいただいた保険料は「個人年金保険料控除」の対象となりますので、一般の生命保険、介護医療保険料控除に該当する保険とは別枠で所得から控除することができます。

控除の対象となる保険契約

個人年金保険料税制適格特約が付加されている個人年金保険。

控除の対象となる保険料

当年度中(1月～12月)に払い込まれた保険料の合計額。

控除の手続

個人年金保険料控除をお受けになるには申告が必要です。毎年10月中旬頃に「生命保険料控除証明書(一般・個人年金用)」をお送りしますので、年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

! 変額個人年金保険の保険料は「個人年金保険料控除」の対象にはなりません、「生命保険料控除」の対象となります。

(3) 介護医療保険料控除

当社所定の医療保険、介護保険等にお申し込みの場合、お払い込みいただいた保険料は「介護医療保険料控除」の対象となりますので、一般の生命保険、個人年金保険とは別枠で所得から控除することができます。

控除の対象となる保険契約

医療保険、介護保険(一部商品を除きます)など。

控除の対象となる保険料

当年度中(1月～12月)に払い込まれた保険料の合計額。

控除の手続

介護医療保険料控除をお受けになるには申告が必要です。毎年10月中旬頃に「生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)」をお送りしますので、年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

所得税の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除

保険料	控除される金額
～ 20,000円	全額
20,001円～ 40,000円	正味払込保険料× $\frac{1}{2}$ + 10,000円
40,001円～ 80,000円	正味払込保険料× $\frac{1}{4}$ + 20,000円
80,001円～	一律40,000円

※合計での最高控除額は120,000円です。

住民税の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除

保険料	控除される金額
～ 12,000円	全額
12,001円～ 32,000円	正味払込保険料× $\frac{1}{2}$ + 6,000円
32,001円～ 56,000円	正味払込保険料× $\frac{1}{4}$ + 14,000円
56,001円～	一律28,000円

※合計での最高控除額は70,000円です。

! 災害死亡給付特約、傷害特約の保険料は上記(1)(2)(3)のいずれの保険料控除の対象にもなりません。

正味払込保険料とは、保険料から契約者配当金を差し引いた残額のこと。

生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)とは、生命保険料または所定の要件を満たした介護医療保険の保険料を払い込んだことを証明する証書のこと。

51 ページ参照

個人年金保険料税制適格特約について詳しくはP.51をご参照ください。

生命保険料控除証明書(一般・個人年金用)とは、生命保険料または所定の要件を満たした個人年金保険の保険料を払い込んだことを証明する証書のこと。

保険金・給付金等のお受け取りのときまたは支払事由が発生したとき

(1) 死亡を事由としてお支払いする保険金・給付金等

	契約者	被保険者	受取人	税金の種類	
保険金・給付金	A	A	B	受取時	相続税 ^{*1}
	A	B	A		所得税(一時所得) ^{*2} +住民税 ^{*2}
	A	B	C		贈与税
年金	A	A	B	支払事由発生時	相続税 ^{*3}
	A	A	B	受取時	所得税(雑所得) ^{*4} +住民税 ^{*4}
	A	B	A	受取時	所得税(雑所得) ^{*4} +住民税 ^{*4}
	A	B	C	支払事由発生時	贈与税 ^{*5}
				受取時	所得税(雑所得) ^{*4} +住民税 ^{*4}

*1 受取人が法定相続人のときは、法定相続人1人につき500万円までは、税金がかかりません。

*2 お支払い額と既払込保険料合計額との差益が課税対象となります。

*3 税法上の評価額に対して課税されます(受取人が法定相続人のときは、法定相続人1人につき500万円までは非課税となります)。

*4 生命保険契約に基づく年金は、税法上「雑所得」として他の所得と合算されて所得税・住民税の対象となります。ただし、相続、贈与等により取得した生命保険契約に基づく年金は、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分(相続税、贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分のみが所得税・住民税の対象となります。

*5 税法上の評価額に対して課税されます。

(2) 障害状態・介護状態や入院・手術などを事由としてお支払いする保険金・給付金等

被保険者本人および配偶者・生計を一にする他の親族が受取人のときは、税金はかかりません(非課税)。

(3) 生存を事由としてお支払いする保険金・学資金・年金

	契約者	受取人	税金の種類	
保険金・学資金	A	A	受取時	所得税(一時所得) ^{*1} +住民税 ^{*1}
	A	B		贈与税
年金	A	A	受取時	所得税(雑所得) ^{*2} +住民税 ^{*2}
	A	B	支払開始時	贈与税 ^{*3}
	A	B	受取時	所得税(雑所得) ^{*2} +住民税 ^{*2}

*1 お支払い額と既払込保険料合計額との差益が課税対象となります。

*2 生命保険契約に基づく年金は、税法上「雑所得」として他の所得と合算されて所得税・住民税の対象となります。ただし、相続、贈与等により取得した生命保険契約に基づく年金は、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分(相続税、贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分のみが所得税・住民税の対象となります。

*3 税法上の評価額に対して課税されます。

解約されたとき

保険契約を解約し、解約返戻金を受け取ったときは、既払込保険料合計額との差益が、所得税(一時所得)と住民税の課税対象となります。

! 次の保険種類および保険料の払込方法に該当する場合、契約日から5年以内に解約返戻金をお支払いするときは、源泉分離課税の対象となりますので、当社は税金を差し引いた後の金額をお支払いします。なお、この時点で課税関係は終了するため、確定申告の必要はありません。

[保険種類]

- 変額保険(有期型)
- 養老保険
- 5年ごと利差配当付養老保険
- 米ドル建養老保険
- 米ドル建特殊養老保険
- 5年ごと利差配当付学資保険
- 5年ごと利差配当付個人年金保険(確定年金の場合のみ)
- 変額個人年金保険

[払込方法] 一時払または次のいずれかに該当するもの

- 契約日から1年以内に保険料総額の1/2以上を払い込む方法
- 契約日から2年以内に保険料総額の3/4以上を払い込む方法

外貨建商品の保険金・解約返戻金の税法上の取扱について

米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険の保険金や解約返戻金は、米ドルでお受け取りになることができますが、日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱については円建の商品と同じで上記のとおりとなります。

なお、保険金や解約返戻金を米ドルでお受け取りになられた場合の換算基準日と換算時為替レートは以下のとおりとなります。

種類		換算基準日	換算時為替レート
保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由該当日	最終のTTB
	所得税(一時所得)の対象となる場合		最終のTTM
解約返戻金	源泉分離課税の場合	効力発生日	最終のTTB
	源泉分離課税以外の場合		最終のTTM

! 円換算支払特約を付加し保険金や解約返戻金を円でお受け取りになった場合には、実際にお受け取りいただいた円の保険金額や解約返戻金額で計算します。

保険契約者が法人の場合

<変額保険(終身型・有期型)、米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険の場合>

保険料を払い込まれたとき

保険料を払い込まれたときの経理処理は次のとおりです。

変額保険(終身型)、米ドル建終身保険*

契約形態			保険料の経理処理
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
法人	役員・従業員	法人	資産計上
法人	役員・従業員	役員・従業員の遺族	損金算入(給与・報酬)

* 米ドル建終身保険の保険料は、実際にお払い込みいただいた円の保険料となります。

変額保険(有期型)、米ドル建養老保険*1、米ドル建特殊養老保険*1

契約形態				保険料の経理処理
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	
法人	役員・従業員	法人	法人	資産計上
法人	役員・従業員	役員・従業員の遺族	役員・従業員	損金算入(給与・報酬)
法人	原則として 役員・従業員全員	役員・従業員の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金算入(福利厚生費)*2

*1 米ドル建養老保険および米ドル建特殊養老保険の保険料は、実際にお払い込みいただいた円の保険料となります。

*2 役員または特定従業員のみを被保険者としている場合には、当該役員・従業員の給与となります。

保険金等のお受け取りのとき

保険金・解約返戻金のお受け取りのときの経理処理は次のとおりです。

(1) 法人が保険金・解約返戻金を受け取る時

受取額が資産計上額を超える場合	資産計上されている保険料積立金または前払保険料を取り崩し、受取額との差額を雑収入として計上します。
受取額が資産計上額に満たない場合	資産計上されている保険料積立金または前払保険料を取り崩し、受取額との差額を雑損失として計上します。

(2) 「役員・従業員の遺族」または「役員・従業員」が保険金を受け取る時

資産計上されている保険料積立金または前払保険料がある場合	資産計上額を取り崩し、同額を雑損失として計上します。
資産計上されている保険料積立金または前払保険料がない場合	法人での経理処理は不要です。

* 米ドル建終身保険、米ドル建養老保険および米ドル建特殊養老保険の保険金や解約返戻金は、米ドルでお受け取りになることができますが、日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱については円建の商品と同じで上記のとおりとなります。なお、保険金や解約返戻金を米ドルでお受け取りになられた場合の換算基準日と換算時為替レートは以下のとおりとなります。

種類	換算基準日	換算時為替レート
保険金	支払事由該当日	最終のTTM
解約返戻金	効力発生日	

! 円換算支払特約を付加し保険金や解約返戻金を円でお受け取りになった場合には、実際にお受け取りいただいた円の保険金額や解約返戻金額で計算します。

<変額個人年金保険の場合>

保険料を払い込まれたとき

保険料を払い込まれたときの経理処理は次のとおりです。

契約形態				保険料の経理処理
契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人	
法人	役員・従業員	法人	法人	資産計上
法人	役員・従業員	法人	役員・従業員の遺族	9/10資産計上 1/10損金算入(福利厚生費)*
法人	役員・従業員	役員・従業員	役員・従業員の遺族	損金算入(給与・報酬)

*役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合には、当該役員・従業員の給与となります。

年金などのお受け取りのとき

年金・死亡給付金・解約返戻金のお受け取りのときの経理処理は次のとおりです。

●年金のお受け取りのとき

(1)法人が受け取る時

年金総受取見込額が 資産計上額を 超える場合	資産計上額(保険料積立金)のうち、 当該年度の年金額に対応する部分を 取り崩し、年金額との差額を雑収入 として計上します。
年金総受取見込額が 資産計上額に 満たない場合	資産計上額(保険料積立金)のうち、 当該年度の年金額に対応する部分を 取り崩し、年金額との差額を雑損失 として計上します。

(2)役員または従業員が受け取る時

法人での経理処理は不要です。

●死亡給付金・解約返戻金のお受け取りのとき

(1)法人が受け取る時

受取額が資産計上額を 超える場合	資産計上されている保険料積立金を 取り崩し、受取額との差額を雑収入 として計上します。
受取額が資産計上額に 満たない場合	資産計上されている保険料積立金を 取り崩し、受取額との差額を雑損失 として計上します。

(2)役員または従業員の遺族が受け取る時(死亡給付金)

資産計上されている 保険料積立金がある 場合	資産計上額を取り崩し、同額を雑損 失として計上します。
資産計上されている 保険料積立金がない 場合	法人での経理処理は不要です。



変額保険(終身型・有期型)、変額個人年金保険、米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険以外の経理処理は当社担当者までご連絡ください。



担当者

保険契約を解約することができます

保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができますが、生命保険はご家族の生活保障などのお役に立つ大切な財産ですからぜひご継続ください。

▶ 保険料のお払い込みが困難になられて、保険契約を解約される場合、もう一度P.104「保険料について／お払い込みが困難な場合」をご覧ください。

解約返戻金について

- やむをえず保険契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。解約返戻金がある場合には、保険契約者へお支払いします(特別保険料に対する解約返戻金を含みます)。
- お払い込みいただいた保険料は預貯金のように積み立てられるのではなく、一部は保険金・給付金等のお支払いや保険契約を締結・維持するための経費にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少額となります(主契約・特約によっては、まったくないか、あってもごくわずかなものもあります)。特に契約締結後、しばらくの間は保険料の大部分が経費(販売、診査、証券作成など)にあてられますので、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- 解約返戻金額は、契約年齢・払込方法・保険期間・経過年数などによって異なります。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された特約も同時に解約となります。各種特約の解約返戻金は、特約の種類・経過年数などによって異なりますが、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料払込期間中、かつ第10保険年度以内に解約・減額されたときの解約返戻金額は、解約日の積立金*から経過年数に応じた所定の金額(解約控除費用)を控除した金額となります。
 - * 変額保険(終身型・有期型)・変額個人年金保険・積立利率変動型終身保険以外の場合は「責任準備金」。
 - * 保険料の払込方法が一時払の場合、解約控除費用は発生しません。
- 効力のなくなった保険契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 払込方法が年払、半年払で未経過保険料がある場合には、保険契約者に払いもどします。
- 解約返戻金をお支払いする場合、保険料の自動振替貸付や契約者貸付があるときは、解約返戻金(未経過保険料を含みます)から元利金を差し引きます。

101 ページ参照

未経過保険料とは、半年払・年払でお払い込みいただいた保険料のうち、保険料のお払い込みが不要となった日の翌日以降、最初に到来する月単位の契約応当日から、払込期月の契約応当日が到来するまでの期間に対応する未経過部分の保険料のこと。詳しくはP.101をご参照ください。

! 次の主契約・特約につきましては、解約返戻金はまったくないか、ご契約後の一定期間は少なくなっています。

保険種類	解約返戻金
・長期平準定期保険(障害保障型)*1 (低解約返戻金特則を付加した場合) ・増定期保険(低解約返戻金型)*2	ご契約時に保険契約者が定めた期間中、解約返戻金は少なくなっています。
・終身介護保障保険(低解約返戻金型) 以下の主契約に低解約返戻金特則を付加した場合 ・総合医療保険 ・終身がん保険(O8)	保険料払込期間中は解約返戻金はありません(左記の主契約に付加された特約には、保険期間をとおして解約返戻金はありません)。
・無解約返戻金型平準定期保険 ・無解約返戻金型平準定期保険特約 ・がん特約 ・保険料払込免除特約 ・先進医療特約 ・抗がん剤治療特約 ・入院時手術給付特約 以下の特約に低解約返戻金特則を付加した場合 ・成人医療特約 ・女性医療特約 ・通院医療特約 ・退院給付金特約	保険期間をとおして解約返戻金はありません。

- *1 長期平準定期保険(障害保障型)に低解約返戻金特則を付加した場合の解約返戻金は以下のような取扱となります。
 - 低解約返戻金期間中の解約返戻金は低解約返戻金特則を付加しない場合の70%となります。
 - 低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、低解約返戻金特則を付加しない場合の解約返戻金と同額となります。


- ▶ 低解約返戻金期間満了後も、次のいずれかに該当する場合は、低解約返戻金期間中と同じく70%となります。
 - (1) 低解約返戻金期間に属する保険年度の保険料がすべて払い込まれていない場合
 - (2) 低解約返戻金期間の翌保険年度に属する最初の保険料の払込がない場合

- *2 増定期保険(低解約返戻金型)の解約返戻金は以下のような取扱となります。
 - 低解約返戻金期間中の解約返戻金は低く設定されています。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、保険料を払い込まれた年月数に応じた解約返戻金に次の低解約返戻金割合を乗じた額に抑制されます。

保険年度	低解約返戻金割合
第1保険年度	0%
第2保険年度	50%
第3保険年度	90%

- ▶ 保険年度が経過した場合でも、次のいずれかに該当するときは、前保険年度の低解約返戻金割合を乗じた額となります。
 - (1) 前保険年度の保険料がすべて払い込まれていない場合
 - (2) 当該保険年度の最初の保険料の払込がない場合

- 低解約返戻金期間満了後は、解約返戻金は抑制されません。ただし、低解約返戻金期間満了後の最初の保険料の払込がない場合、低解約返戻金期間の最終保険年度の低解約返戻金割合を乗じた額となります。


 保険契約の解約を希望される場合は当社担当者にご連絡ください。手続の方法をご連絡差しあげます。

担当者

<変額保険(終身型・有期型)、変額個人年金保険の場合>

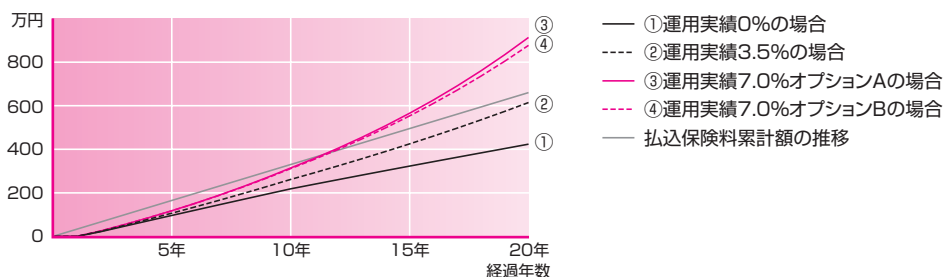
解約返戻金は、運用実績に応じて増減します。最低保証はありませんので、払込保険料累計額に比べ少額となることがあります。以下のグラフ・解約返戻金例表をご参照ください。また、解約返戻金額はご契約年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。



- 以下のグラフ・解約返戻金例表は、契約日から運用が開始され、例示の運用実績(0%・3.5%・7.0%)が保険期間中そのまま推移したと仮定して計算したものです。この運用実績は、特別勘定に係わるものであり、保険料全体に対するものではありません。実際には、解約返戻金は特別勘定の資産の運用実績に応じて増減します。
- 例示の運用実績(0%・3.5%・7.0%)は、上限または下限を示すものではありません。したがって、0%を下まわり運用実績がマイナスとなる場合もあります。

変額保険(終身型)の解約返戻金と払込保険料累計額との関係

変額保険(終身型) / 40歳 / 男性 / 保険期間 終身 / 保険料払込期間60歳まで / 個別毎月払保険料27,490円 / 基本保険金額1,000万円

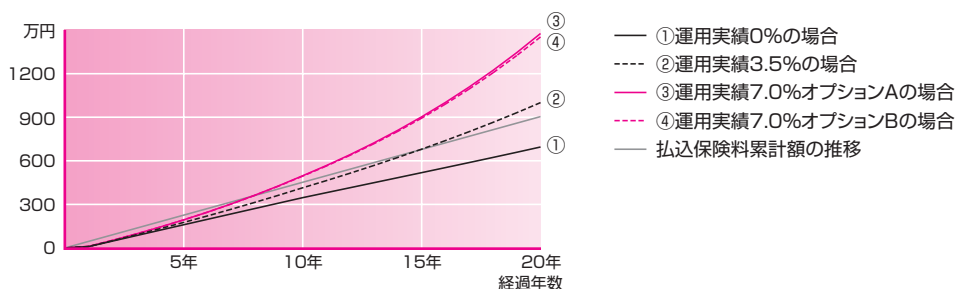


経過年数	解約返戻金				払込保険料累計額
	①運用実績0%の場合	②運用実績3.5%の場合	運用実績7.0%の場合		
			③オプションA	④オプションB	
3年	466,000円	503,000円	541,000円	540,000円	989,640円
5年	963,000円	1,066,000円	1,178,000円	1,175,000円	1,649,400円
10年	2,184,000円	2,615,000円	3,141,000円	3,110,000円	3,298,800円
15年	3,227,000円	4,246,000円	5,651,000円	5,527,000円	4,948,200円
20年	4,233,000円	6,142,000円	9,127,000円	8,764,000円	6,597,600円

※解約返戻金は、千円未満を切り捨てた後の金額

変額保険(有期型)の解約返戻金と払込保険料累計額との関係

変額保険(有期型) / 40歳 / 男性 / 保険期間20年 / 保険料払込期間20年 / 個別毎月払保険料37,660円 / 基本保険金額1,000万円

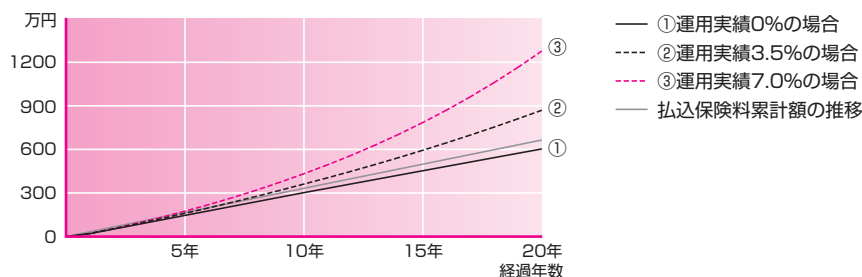


経過年数	解約返戻金				払込保険料累計額
	①運用実績0%の場合	②運用実績3.5%の場合	運用実績7.0%の場合		
			③オプションA	④オプションB	
3年	847,000円	905,000円	964,000円	964,000円	1,355,760円
5年	1,597,000円	1,759,000円	1,934,000円	1,931,000円	2,259,600円
10年	3,461,000円	4,140,000円	4,967,000円	4,943,000円	4,519,200円
15年	5,181,000円	6,796,000円	9,020,000円	8,929,000円	6,778,800円
20年	6,947,000円	10,000,000円	14,754,000円	14,518,000円	9,038,400円

※解約返戻金は、千円未満を切り捨てた後の金額

変額個人年金保険の解約返戻金と払込保険料累計額との関係

変額個人年金保険(10年確定年金) 40歳/男性/年金支払開始年齢60歳/保険料払込期間60歳まで/個別扱月払保険料27,680円/総払込保険料6,643,200円/基本年金額100万円



経過年数	解約返戻金額			払込保険料累計額
	①運用実績0%の場合	②運用実績3.5%の場合	③運用実績7.0%の場合	
3年	830,000円	880,000円	931,000円	996,480円
5年	1,458,000円	1,598,000円	1,749,000円	1,660,800円
10年	3,024,000円	3,614,000円	4,327,000円	3,321,600円
15年	4,531,000円	5,940,000円	7,850,000円	4,982,400円
20年	6,030,000円	8,693,000円	12,764,000円	6,643,200円

※解約返戻金は、千円未満を切り捨てた後の金額

<米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険の場合>

解約返戻金は、円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動により増減するため、ご契約時における解約返戻金の円換算金額や、円で払い込まれた払込保険料累計額に比べ少額となることがあります。以下のグラフ・解約返戻金例表をご参照ください。また、解約返戻金額はご契約年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。



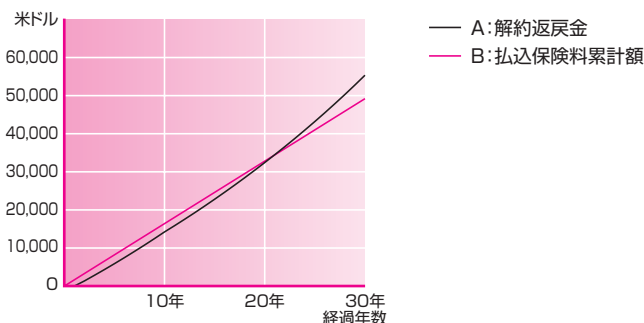
■ 以下のグラフ・解約返戻金例表は、円換算払込特約および円換算支払特約における会社所定の為替レートがそれぞれ次のように推移したと仮定して計算したものです。会社所定の為替レートの推移の上限または下限を示すものではありません。なお、実際の金額は、各換算基準日の会社所定の為替レートに基づいて計算されます。

- ① 円安傾向が常に継続した場合(会社所定の為替レートを初年度1米ドル=100円とし、保険年度ごとに50銭ずつ上昇したと仮定)
- ② 契約時の会社所定の為替レートが、常に一定(1米ドル=100円)で継続した場合
- ③ 円高傾向が常に継続した場合(会社所定の為替レートを初年度1米ドル=100円とし、保険年度ごとに50銭ずつ下降したと仮定)

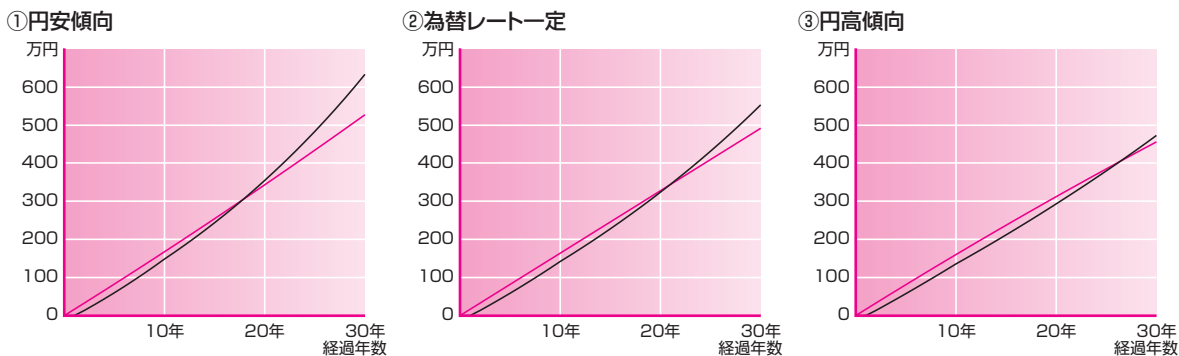
米ドル建終身保険の解約返戻金と払込保険料累計額との関係

米ドル建終身保険/30歳/男性/保険期間 終身/保険料払込期間60歳まで/個別扱年払保険料1,640米ドル/保険金額10万米ドル

(1)ドル建の金額



(2)円換算金額

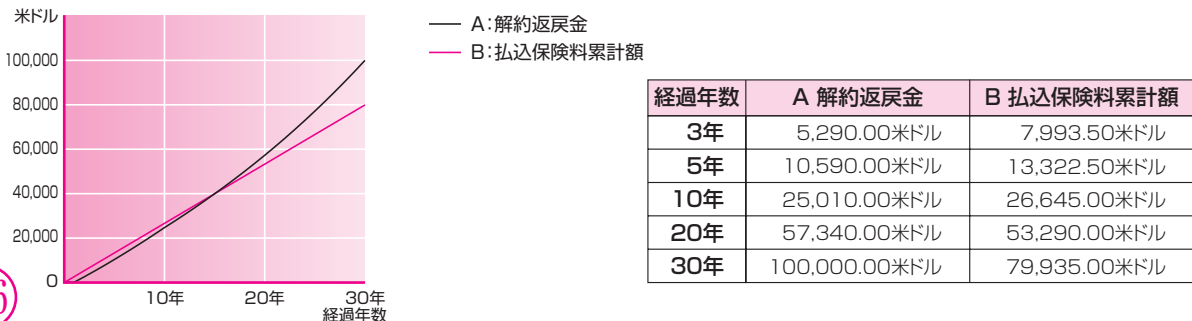


経過年数	①円安傾向 (為替レートが毎年50銭上昇)		②為替レート一定		③円高傾向 (為替レートが毎年50銭下降)	
	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額
3年	284,820円	494,460円	282,000円	492,000円	279,180円	489,540円
5年	599,760円	828,200円	588,000円	820,000円	576,240円	811,800円
10年	1,485,990円	1,676,900円	1,422,000円	1,640,000円	1,358,010円	1,603,100円
20年	3,551,085円	3,435,800円	3,243,000円	3,280,000円	2,934,915円	3,124,200円
30年	6,337,575円	5,276,700円	5,535,000円	4,920,000円	4,732,425円	4,563,300円

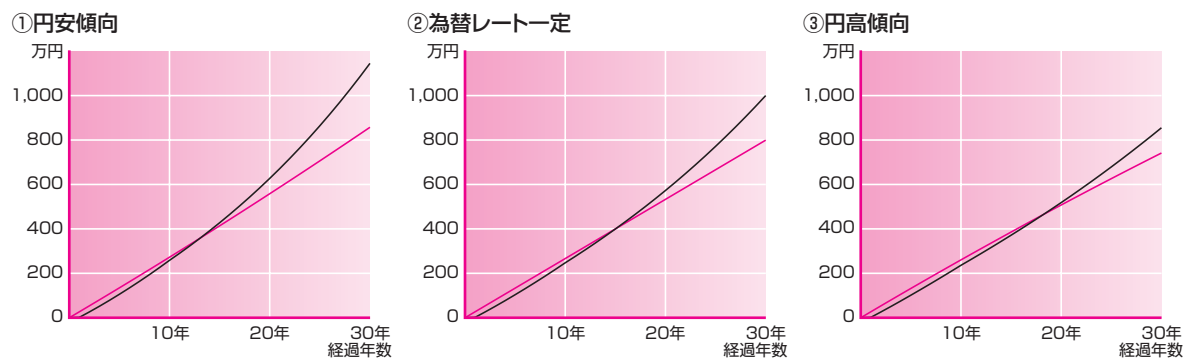
米ドル建養老保険の解約返戻金と払込保険料累計額との関係

米ドル建養老保険/30歳/男性/保険期間30年/保険料払込期間30年/個別扱年払保険料2,664.5米ドル/保険金額10万米ドル

(1)ドル建の金額



(2)円換算金額

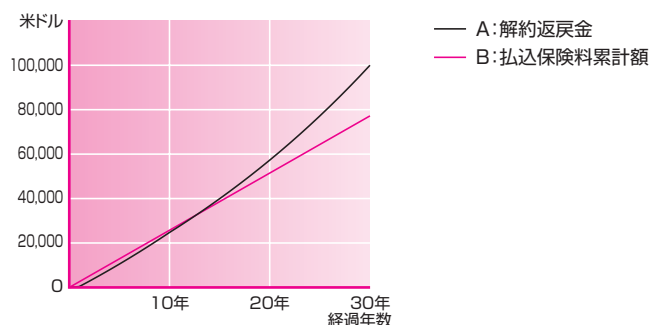


経過年数	①円安傾向 (為替レートが毎年50銭上昇)		②為替レート一定		③円高傾向 (為替レートが毎年50銭下降)	
	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額
3年	534,290円	803,347円	529,000円	799,350円	523,710円	795,354円
5年	1,080,180円	1,345,573円	1,059,000円	1,332,250円	1,037,820円	1,318,928円
10年	2,613,545円	2,724,452円	2,501,000円	2,664,500円	2,388,455円	2,604,550円
20年	6,278,730円	5,582,130円	5,734,000円	5,329,000円	5,189,270円	5,075,875円
30年	11,450,000円	8,573,032円	10,000,000円	7,993,500円	8,550,000円	7,413,975円

米ドル建特殊養老保険の解約返戻金と払込保険料累計額との関係

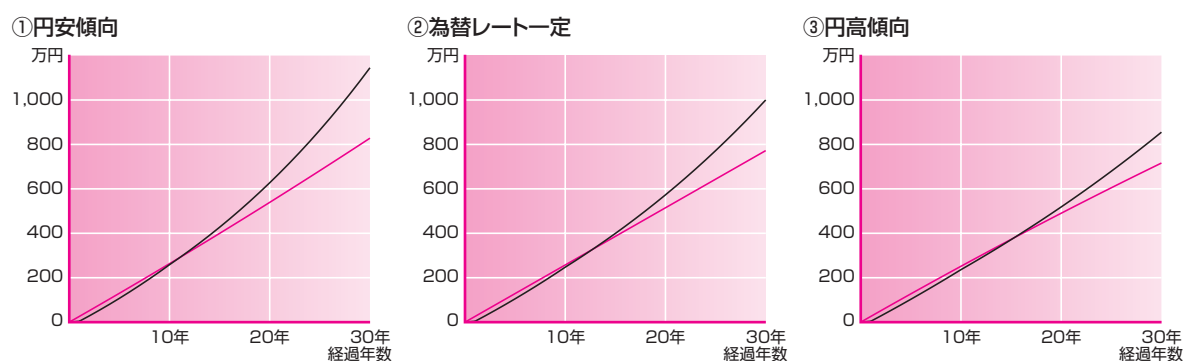
米ドル建特殊養老保険 / 30歳 / 男性 / 保険期間30年 / 保険料払込期間30年 / 個別扱年払保険料2,573.75米ドル / 基本保険金額5万米ドル

(1)ドル建の金額



経過年数	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額
3年	5,360.00米ドル	7,721.25米ドル
5年	10,555.00米ドル	12,868.75米ドル
10年	24,755.00米ドル	25,737.50米ドル
20年	57,320.00米ドル	51,475.00米ドル
30年	100,000.00米ドル	7,721.250米ドル

(2)円換算金額



経過年数	①円安傾向 (為替レートが毎年50銭上昇)		②為替レート一定		③円高傾向 (為替レートが毎年50銭下降)	
	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額	A 解約返戻金	B 払込保険料累計額
3年	541,360円	775,986円	536,000円	772,125円	530,640円	768,264円
5年	1,076,610円	1,299,745円	1,055,500円	1,286,875円	1,034,390円	1,274,006円
10年	2,586,898円	2,631,660円	2,475,500円	2,573,750円	2,364,103円	2,515,841円
20年	6,276,540円	5,392,008円	5,732,000円	5,147,500円	5,187,460円	4,902,994円
30年	11,450,000円	8,281,043円	10,000,000円	7,721,250円	8,550,000円	7,161,461円

債権者等が解約請求した場合に保険金・給付金等受取人は保険契約を存続することができます

保険契約者の差押債権者、質権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）は保険契約を解約することができますが、解約の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力が生じます。

債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金・給付金等受取人は保険契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

保険金・給付金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着したときから1か月を経過する日までの間に以下のすべての手続を行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③ 上記②について債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

被保険者が保険契約者に保険契約の解約の請求をすることができます

被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、被保険者は右記のいずれかに該当するときは、保険契約者に対して保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要がありますので、保険契約者は速やかに担当者にご連絡ください。

<被保険者が解約を請求できる場合>

- ① 保険契約者または保険金・給付金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払い事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金・給付金等受取人が生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金・給付金等受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合

管轄裁判所について

保険金・給付金等や保険料払込免除などの請求に関する訴訟は、当社の本社所在地か受取人の住所地と同じ都道府県内の支社所在地（同じ都道府県内に支社がないときは、最寄の支社所在地）を管轄する地方裁判所（本庁とします）を合意による管轄裁判所とします。